

答申第56号

「精神医療審査会委員名簿、辞令の写しの部分開示決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「精神医療審査会委員名簿」（以下「本件公文書1」という。）及び「精神医療審査会委員辞令の写し」（以下「本件公文書2」という。）について、部分開示決定により非開示とした精神医療審査会委員（以下「委員」という。）の「氏名、所属・役職等」（以下「本件非開示部分」という。）については、これを開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成22年10月21日付けで、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法律」という。）（法律第123号 昭和25年5月1日）第12条の規定により、各都道府県に置く、精神医療審査会の名簿及び辞令の写し。（委員全員分）」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求に対して、本件公文書1及び辞令の写しで実施機関が保有しているものについて、平成22年11月12日付けで、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、辞令の写しで実施機関が保有していないものについては、同日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき非開示決定を行った。

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、全て開示との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

- (1) 実施機関が条例第7条第5号に該当する情報であることを理由に異議申立人に通知した、栃木県精神医療審査会委員名簿および辞令には、氏名・所属・役職等の記載が無く、(2)の理由により、氏名・所属・役職等、全て開示を求める。
- (2) 平成13年（行ヒ）第287号・最高裁判所第二小法廷・判決文の理由の4の(1)の記載内容

本件条例6条1号にいう「個人に関する情報」は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから個人にかかわりのある情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、原則として、同号所定の非開示情報に該当するというべきである。

もっとも、本件条例において法人等に関する情報の非開示事由が別途定められていることに照らせば、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為など当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、同号所定の非開示情報には該当しないというべきである。また、本件条例の趣旨、目的に照らせば、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が同号本文にいう

「個人」に当たることを理由に同号所定の非開示情報に該当するとはいえないものと解するのが相当である。(最高裁平成10年(行ヒ)第54号同15年11月11日第三小法廷判決・民集57巻10号1387頁、最高裁平成11年(行ヒ)第145号同15年11月21日第二小法廷判決・裁判集民事211号659頁参照)

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び職員からの意見聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第5号該当性について

- (1) 精神医療審査会は、法律第12条の規定により設置されている機関であり、法律第29条第1項の規定による入院患者（以下「措置入院者」という。）又は法律第33条第1項の規定による入院患者（以下「医療保護入院者」という。）に係る定期病状報告の審査及び医療保護入院者に関する届出について、その入院の必要性の有無を審査している。

措置入院及び医療保護入院のいずれも入院患者自身の意志に基づくものではないため、患者の人権を確保する観点から、法律において入院手続に関して適正な措置が講じられるとともに、漫然と入院が継続されていないか、適法な入院手続が行われているか等について審査するため、精神医療審査会が設けられているものである。

また、精神科病院に入院中の者又はその保護者から出された退院の請求又は処遇改善請求も入院患者の人権保護を強化するために設けられている制度であり、精神医療審査会では、当該請求についてもその入院が必要なものであるかどうか又はその処遇が適当であるかどうかの審査を行っている。

- (2) 精神医療審査会の審査は、法律第14条の規定により「委員5人をもって構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。」とされている。委員は精神科医、法律関係者、人権関係者等から選任され、各々の合議体の審査では、各委員個人の自由な意見や判断による検討が行われ、それを集約する形で最終的に合議体の意見、判断としている。
- (3) 精神医療審査会の審査対象者は、措置入院者若しくは医療保護入院者又は退院請求を行った精神疾患患者等であるが、これらの審査対象者は、自らの入院の必要性を判断できない者であり、中にはその入院について不当に拘束されたと認識したり、病識欠如に起因して精神疾患患者として扱われた等の被害的感情を一方的に募らせて、理性的な行動が期待できない可能性を含んでいる。
- (4) このような背景の下に、本件非開示部分を開示することは、委員の勤務先や、住所をはじめとする委員の個人情報を得る手掛かりとなり、精神医療審査会における各委員の専門的な見地からの自由な判断という職務や委員の本来業務、委員本人又は委員の家族等に対する抗議、威嚇等の圧力が引き起こされることも想定しなければならない。また、(3)のとおり理性的な行動が期待できない精神医療審査会の審査対象者が合議体の審査で不利益な決定を受けた場合、本件非開示部分が分かると、その合議体にかかわっていない委員であっても精神医療審査会の委員であるということで審査対象者から攻撃性を抱かれる可能性がある。

その結果として、委員として適正かつ公正中立な職務遂行を期待することが困難に

なると言わざるを得ない。

- (5) 本件非開示部分を開示することを前提とした場合、今後委員として職務を引き受ける者がいなくなってしまう、精神医療審査会自体を構成することが困難化することが想定される。
- (6) 措置入院者や医療保護入院者について、その入院の必要性がない等で処遇改善が必要な場合には、複数委員の合議体による判断に基づき最終的には知事名で各種処分が行われるものであり、上述のような委員の個人情報を開示するリスクは回避すべきものである。
- (7) 県の情報が原則開示であることは了知しているが、開示請求で知り得た情報により個人に危害が加わることがないようにする配慮が、一定の領域の業務を任せられた者に対して必要であると考える。

以上の理由から、本件非開示部分は、条例第7条第5号に該当するものであると認められる。

第4 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件公文書1及び2について

- (1) 本件公文書1は、「番号」、「選任分野」、「氏名」及び「所属・役職等」の各欄から構成されているほか、作成現在日が付されている。各欄に記載されている内容は、次のとおりである。

- ・選任分野欄：医療委員、法律家委員、有識者委員の表示
- ・氏名欄：委員氏名
- ・所属・役職等欄：勤務先、役職、職種等の名称

なお、番号欄、選任分野欄の各表示については開示されている。

- (2) 本件公文書2は、「氏名」欄があるほか、標題、辞令内容等、任命年月日、任命者職氏名及び公印が付されている。氏名欄には委員氏名が記載されている。なお、氏名欄以外については開示されている。

3 具体的な判断

- (1) 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示とすることを定めている。

県の機関等が行う事務又は事業に関する情報の中には、事務の性質上、公開されることにより県民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正又は適切な実施が阻害され、ひいては県民全体の利益が損なわれるおそれのあるものがあるため、本号は、これを防止しようとするものである。

なお、本号における「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるところである。

(2) 条例第7条第5号該当性について

以下、(1)の考え方に基づき、本件非開示部分が、条例第7条第5号に該当するかどうかについて検討する。

実施機関は、本件非開示部分を開示することは、委員の勤務先や住所をはじめとする委員の個人情報を得る手掛かりとなり、精神医療審査会における各委員の専門的な見地からの自由な判断という職務や委員の本来の業務、委員本人又は委員の家族に対する抗議、威嚇等の圧力が引き起こされることを想定しなければならず、また、理性的な行動が期待できない精神医療審査会の審査対象者が合議体の審査で不利な決定を受けた場合、その合議体にかかわっていない委員であっても精神医療審査会の委員であるということで審査対象者から攻撃性を抱かれる可能性があるとしている。

実施機関は、その結果として、委員として適正かつ公正中立な職務遂行を期待することが困難になると言わざるを得ないこと、及び本件非開示部分を開示することを前提とした場合、今後委員として職務を引き受ける者がいなくなってしまう、精神医療審査会自体を構成することが困難化することが想定されるとの理由から条例第7条第5号に該当すると主張している。

しかし、実施機関の想定する支障については、実施機関から具体的な事例に基づく説明はなく、抽象的な可能性を述べるにすぎないものであり、支障を及ぼすおそれの発生を十分に予見できるものであるとは認められない。

さらに、一部の地方公共団体では本件非開示部分についてホームページ上で公表しているが、実施機関では当該地方公共団体の精神医療審査会の適正な運営が著しく阻害された具体的な事例を把握していないとのことである。

また、精神医療審査会の個別案件の審査は、委員の中から選任された5名の委員で構成される合議体で行っているが、本件非開示部分が開示されることによって、特定の案件の審査を担当した合議体の委員が明らかになるものとは認められないことから、実施機関が主張する、委員が審査対象者から攻撃性を抱かれるおそれも低いものであると判断せざるを得ない。

以上のことから、実施機関が非開示の理由として主張する、精神医療審査会に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが現実的に発生する可能性が高いとは認められず、法的保護に値する蓋然性を有しているとまでは認められない。

したがって、本件非開示部分は、条例第7条第5号に該当しないものと判断される。

(3) その他

異議申立人は、本件非開示部分は、条例第7条第2号に該当しない旨主張していると認められるが、実施機関が同号該当性については主張していないので、当審査会では判断しないものとする。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年5月17日	・ 諮問
平成23年5月27日	・ 実施機関の開示決定等理由説明書の受理
平成23年7月4日 (第225回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成23年8月10日 (第226回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成23年9月6日 (第227回審査会)	・ 審議
平成23年10月14日 (第228回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
荒 井 雅 彦	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会 長
廣 木 昭 男	栃木県商工会連合会専務理事	
星 法 子	白鷗大学教授	
水 沼 富美男	(株)とちぎテレビ代表取締役社長	会長職務代理者